

議案第14号

佐倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年8月24日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

佐倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成30年佐倉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任
介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理
由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を
前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、
第5条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに介護保険法第46条
第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第5条
第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保
険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門
員でないものに限る。)については、第5条第2項」と、「介護支援専門員(介
護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援
専門員を除く。)を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3
年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、
令和3年4月1日から施行する。